

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第三百二十三號

料理、飲料等の飲食料金の統制額が大蔵大臣において次のやうに指定された。

昭和二十一年八月一日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定によつて鳥取縣における料理、飲料等の統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年八月一日

大蔵大臣 石 橋 湛 山

一、料理、統制額（單位一皿、一杯又は一串）

品名	数量	目	最高販賣價格
さしみ	二〇匁以上		五、〇〇
煮魚及焼魚	四〇匁以上		五、〇〇

昭和二十一年八月一日 外 本 曜 日

二、飲料の統制額（單位一皿又は一杯）

品名	数量	目	規	格	最高販賣價格
牛肉 其他肉類					七匁以上
野菜 物					五〇匁以上
コーヒ	八匁以上				コーヒ使用甘味入
紅茶	八匁				紅茶使用甘味入
ミルク	八匁				コーヒ牛乳使用
抹茶	二匁				挽茶使用
グリーン	八匁				挽茶使用甘味入
ソーダ水	六匁				甘味香料入
カルピス	七匁				乳酸使用甘味入
みつ豆	五匁				カンテン、豆、果實
ぜんざい	五匁				飴みつ豆使用甘味入
					甘味入

本書ノサハ國定規格A5判

- | | | | |
|------|-----|-----------------|------|
| しるこ | 五勺ク | 甘味入 | 三、〇〇 |
| ミルク | 六勺ク | 王子、ミルク使用
甘味入 | 三、〇〇 |
| シロップ | 八勺ク | 甘味入 | 二、〇〇 |
| フルーツ | 五勺ク | 果實使用甘味入 | 三、〇〇 |
| ポンチ | | | |
- 三、料理、飲料等の飲食料金は一人一回につき三十圓を
超ゆることが出来ない
- 四、右料金には税金は含まない
- 五、本表料金は外食店食堂で外食券と引換にする場合は
適用しない
- 六、本表料金は地方鐵道局長の指定する者が鐵道驛構内
で販賣する場合は適用しない

昭和二十一年八月一日印刷
昭和二十一年八月一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市
鳥取縣鳥取市
鳥取縣鳥取市